

第 **80** 期

# 定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時  
（受付開始時間：午前9時30分）

## 開催場所

名古屋市中村区平池町四丁目60番地12  
グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール4階  
406・407会議室

**meito**  
名糖産業株式会社

証券コード：2207

## 目次

■ 第80期 定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）3名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	8
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	10
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	11
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	37

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

また、株主総会ご出席の株主様へのお土産およびお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。

証券コード 2207  
2022年6月10日

株 主 各 位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地  
**名糖産業株式会社**  
代表取締役社長 三 矢 益 夫

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9時30分）  
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール4階 406・407会議室  
※お土産およびお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第80期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の対応についてご案内させていただきます。

### ＜株主様へお願い＞

- ・株主様のご健康と感染拡大防止の観点から株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご入場をお断りすることがございます。

### ＜当社の対応について＞

- ・当社役員およびスタッフは、マスクを着用し、会場内にはアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付前に非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行います。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮する予定です。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産およびお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meito-sangyo.co.jp>) にてお知らせいたします。

# 議決権の行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### インターネット等による議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分必着

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時

### ❶ ご注意事項

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株皆様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

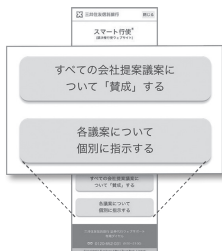
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

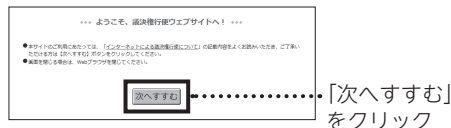
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

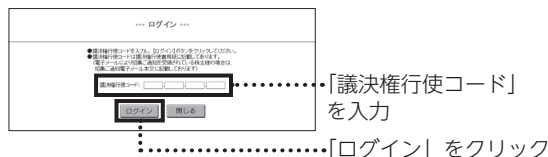
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

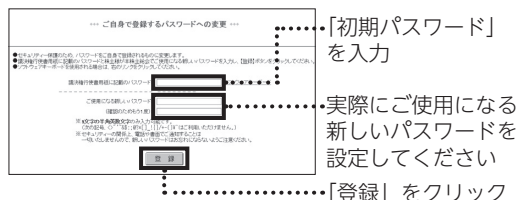
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき12円の普通配当に、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、2円の特別配当を加え、合計1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円を含め、1株につき26円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額236,512,430円

(年間配当金は1株につき金26円 総額439,240,346円)

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、長期間にわたる研究開発投資や製造設備投資に充当し、今後の事業拡大に活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>第4条 本附則第2条乃至第4条は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等の評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みつや ますお 三矢 益夫 (1959年9月3日生)	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社代表取締役・常務取締役 2020年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 名糖アダムス株式会社 代表取締役副社長 プリンスゴルフ株式会社 代表取締役社長	13,100株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
2	やまざき きよし 山崎 潔 (1957年9月3日生)	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社経理部長 2011年6月 当社執行役員経理部長 2015年6月 当社取締役総務部長兼経理部長 2020年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 2022年4月 当社常務取締役管理本部長・関係会社担当(現任)	10,500株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
3	ないき ひろゆき 内木 裕之 (1964年5月5日生)	1987年4月 当社入社 2017年6月 当社名古屋工場長 2018年6月 当社執行役員名古屋工場長 2018年8月 当社執行役員名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年6月 当社取締役名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年10月 当社取締役生産本部長兼瀬戸工場長 2020年6月 当社取締役生産本部長兼業務部長 2022年4月 当社取締役生産本部長兼業務部長兼食品開発部長（現任）	2,900株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門、生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			



- (注) 1.取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
- (1) 三矢益夫氏は、名糖アダムス株式会社の代表取締役副社長を兼務し、当社は同社との間で製品販売等の取引を行っております。
  - (2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、三矢益夫氏、山崎潔氏および内木裕之氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小岩井 聡 (1959年10月19日生)	1984年3月 当社入社 2015年10月 当社大阪支店長 2017年4月 当社東京支店長 2020年4月 当社内部監査室参事 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	5,200株
	(取締役候補者とした理由) 当社の営業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。		
2	宮 博 則 (1976年3月7日生)	2007年9月 弁護士登録 寺澤綜合法律事務所入所 2016年6月 当社監査役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年8月 宮法律事務所開所(現任)	0株
	(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
3	みやもと しょうじ 宮 本 正 司 (1956年2月8日生)	1985年10月 監査法人伊東会計事務所入所 1989年3月 公認会計士登録 2005年7月 中央青山監査法人代表社員 2007年8月 あずさ監査法人代表社員 2010年9月 有限責任 あずさ監査法人理事 2014年9月 同監査法人監事 2018年7月 宮本正司公認会計士事務所開所 (現任) 2019年6月 アイカ工業(株)社外監査役 2020年6月 アイカ工業(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) アイカ工業(株) 社外取締役 (監査等委員)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮 博則氏および宮本正司氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 当社は小岩井聡氏、宮博則氏および宮本正司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、小岩井聡氏、宮博則氏および宮本正司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
5. 宮 博則氏および宮本正司氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年および2年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	地位	専門性および経験								
		経営・戦略	ESG・SDGS	財務・会計	人事・労務	コンプライアンス・リスク管理	マーケティング・営業	グローバル	研究・生産・物流	情報システム
三矢 益夫	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	
山崎 潔	常務取締役 管理本部長・ 関係会社担当	●	●	●	●	●		●		●
内木 裕之	取締役 生産本部長 兼業務部長 兼食品開発部長	●	●			●	●	●	●	
小岩井 聡	取締役 常勤監査等委員	●	●			●	●		●	
宮 博則	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●		●		●
宮本 正司	社外取締役 監査等委員	●	●	●		●		●		●

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
稲越 千束 (1949年6月15日生)	1975年3月 監査法人伊東会計事務所入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 公認会計士稲越千束事務所開所(現任) 2012年6月 当社監査役 2014年6月 セブン工業(株)社外監査役(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(2020年6月退任) (重要な兼職の状況) セブン工業(株) 社外監査役	0株
(補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲越千束氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 稲越千束氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 稲越千束氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。稲越千束氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されましたも、取締役の員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をさ

れる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

#### (2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の

全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および取締役を兼務しない執行役員に対し、割り当てる予定です。

#### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。なお、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

#### (1) 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を促進し、優秀な人材を獲得・保持することを

重視し、取締役の個人別の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には毎年の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみを支払うこととする。

なお、個人別の報酬額等の決定については、代表取締役が基本方針に基づき案を策定し、取締役会の諮問に応じ指名・報酬委員会の審議、答申を経て取締役会で決議するものとする。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議で決定するものとする。

（２）取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

①基本報酬（金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬を固定報酬と賞与に配分し、当社の収益状況や各取締役の業績、役位、職責、在任年数に応じて、外部機関の調査データや従業員の年収の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。固定報酬と賞与の割合については、世間相場や従業員の給与と賞与の割合を考慮し決定するものとする。

監査等委員である取締役に対しては、基本報酬としての固定報酬のみを支給するものとする。

固定報酬は毎月、賞与は6月と12月に支給するものとする。

②株式報酬（非金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が企業価値の持続的な向上を図り、株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を割り当て、数は役位ごとに設定し、一定時期に支給するものとする。

（３）金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、外部機関の調査データや当社と関連する業種・業態の企業の水準等を踏まえ、決定するものとする。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中、景気は持ち直しの動きがみられました。しかし、新型コロナウイルスの変異株による内外経済への影響やウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、資源価格の上昇や供給面での制約などによる景気の下振れリスクが高まりました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、このところ個人消費の持ち直しに足踏みがみられ、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇などもあり、企業にとって厳しい経営環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、新型コロナウイルス対策を徹底する中で、安全・安心で高品質な商品の提供に引き続き注力するとともに、おいしさ・たのしさ・健康を追求した高付加価値商品の提供や、テレビCMやSNSを利用した情報発信などによる主力ブランド強化と販売促進策を推進してまいりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。収益認識会計基準等の適用の詳細については、「第80期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 連結計算書類の連結注記表 会計方針の変更」をご参照ください。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、21,136百万円(前年同期は24,180百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用などにより、売上高は3,044百万円減少しましたが、収益認識会計基準適用の影響を除くと前連結会計年度と比べて679百万円増加となります。営業利益につきましては、化成品事業は好調に推移したものの、食品事業における原材料価格の高騰などにより、前連結会計年度と比べて13.2%減の350百万円となりました。また、経常利益は、営業利益が減少したことや、受取配当金が減少したことなどにより、前連結会計年度と比べて9.0%減の1,233百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に固定資産売却益5,641百万円などを、特別損失に固



定資産の減損損失4,235百万円などを計上しました結果、前連結会計年度と比べて77.4%増の1,816百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による、営業利益および経常利益ならびに親会社株主に帰属する当期純利益への影響は軽微であります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

### 食品事業

当連結会計年度におきましては、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中、主力の菓子部門において、チョコレート類は、テレビCMやSNSを利用した認知度アップや増量企画などの販売施策に取り組みましたところ、自社商品が好調に推移しました。一方、キャンディ類は、市場規模の縮小傾向もみられ、自社商品・受託商品ともに売上を落としました。そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカリーは、春から初夏にかけての天候不順などによりゼリー類が若干苦戦しましたが、主力のバウムクーヘン類は前連結会計年度並に推移しました。

粉末飲料部門につきましては、残暑が長引いたことなどにより苦戦しましたが、テレビCMやSNSによる情報発信や増量企画などの販売促進活動を展開しましたところ、前連結会計年度並に推移しました。

主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、自社商品・受託商品ともに順調に推移しました。

これらの結果、食品事業の売上高は18,075百万円（前連結会計年度は21,584百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,508百万円減少しておりますが、収益認識会計基準適用の影響を除くと前連結会計年度と比べて210百万円増加となります。営業利益につきましては、原材料価格の高騰などにより前年同期に比べ26.1%減の451百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による営業利益への影響はありません。

### 化成品事業

酵素部門につきましては、チーズ用凝乳酵素「レンネット」は海外市場向けの販売が堅調に推移し特に次世代製品で大きく売上を伸ばしたことや、脂肪分解酵素「リパーゼ」も、国内市場、海外市場向けともに売上が堅調に推移し、特に高付加価値の製品が海外市場で大きく売上を伸ばしたことなどにより増収となりました。

また、薬品部門につきましては、バイオサイエンス用途や化粧品関連用途、医薬・医療関連用途などでの「デキストラン」および「デキストラン」の誘導体の売上が伸びて増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は2,774百万円（前連結会計年度は2,295百万円）となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や売上原価の改善などにより前連結会計年度に比べ57.8%増の551百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による売上高および営業利益への影響は軽微であります。

#### 不動産事業

不動産事業につきましては、賃貸事務所の売却などにより、売上高は286百万円（前連結会計年度は300百万円）となり、営業利益は前年同期に比べ7.1%減の109百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による売上高および営業利益への影響はありません。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,218百万円で、主なものは八王子工場におけるリパーゼ製造設備や名糖乳業株式会社（連結子会社）におけるアイスクリーム製造設備などです。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、原材料、エネルギー価格の高騰などによる先行き不透明感がみられる中、今後も厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは2020年度からスタートした中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2023」を推進しております。中期経営計画の目標である2023年度連結売上高260億円、営業利益8億円、経常利益16億円に対し、中期経営計画3年目となる2022年度連結会計年度の見通しにつきましては、売上高220億円、営業利益5億円、経常利益14億円を見込んでおります。なお、2年目となる当期の実績は連結売上高211億円、営業利益3.5億円、経常利益12.3億円で推移しております。

	中期経営計画 2023年度目標	第81期 2022年度業績予想	第80期 2021年度実績
連結売上高	260億円	220億円	211億円
営業利益	8.0億円	5.0億円	3.5億円
経常利益	16.0億円	14.0億円	12.3億円

当社グループは引き続き、次に掲げたスローガン・コンセプトのもと成長戦略に取り組んでまいります。

#### ■スローガン

- ・ Challenge&Change：チャレンジ精神と変化をもたらす行動力
- ・ 原点回帰：企業理念・経営基本姿勢・企業行動憲章の徹底

#### ■コンセプト

- ・ 更なるブランド価値の向上と高品質な商品の提供により利益創出構造を確保します
- ・ 組織風土を改革しChallenge&Changeの新しい組織文化を生み出します
- ・ SDGsを意識した活動を含めステークホルダーの満足度を高める企業活動を展開します

#### ■成長戦略

##### ①売上・利益拡大

次の成長戦略を進め、2023年度連結売上高260億円、営業利益8億円、経常利益16億円を目標に、収益力の向上に努めてまいります。

##### ②ブランド強化

###### 【食品事業】

「アルファベットチョコレート」などの中核ブランドへ戦略的に経営資源を投下することにより売上拡大を図ってまいります。また、新チョコレート工場で製造する新規ブランドの創出に取り組んでまいります。

###### 【化成品事業】

高性能・高品質な微生物酵素製品の世界市場でのさらなる拡販に努めるとともに、国内では唯一、世界的にも有数のデキストランメーカーとしての製品・技術のプロモーション強化を図り、高付加価値製品の販売強化に取り組んでまいります。

##### ③工場の生産性・品質の向上

###### 【食品事業】

各工場の設備運用や工程システムの最適化により製造原価率の低減を図るとともに、FSSC22000に則った食品安全マネジメントシステムの運用などにより、生産性・品質の向上に取り組んでまいります。

###### 【化成品事業】

製造技術の最適化による生産性の向上を図るとともに、米国の食品用酵素類の安全認定であるGRAS認証や欧州の食品・医薬品原料規制への登録を推進し、多様化する品質・性能要求に対応してまいります。

#### ④組織・人事活性化

人材育成の充実を図り、チャレンジを促す制度の構築や企業理念・経営基本姿勢・企業行動憲章の徹底を図り、従業員満足度・働きがいの向上に取り組んでまいります。また、テレワーク等の制度化や業務効率化を進め、多様な人材の活用に努めてまいります。

#### ⑤M&A等による事業拡張

当社グループの企業価値を高めるため、業容拡大・利益創出に資するM&A等への投資を検討してまいります。

当社は2021年9月に「meito Sustainability Report2021」を公表しております。当社グループは、企業理念・経営基本姿勢・企業行動憲章に基づき、社会・環境に調和した事業活動を通じてステークホルダーの皆様からの信頼を確かなものとするため、その重要課題としてSDGsの取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜われますよう心からお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 (2019年 3月期)	第 78 期 (2020年 3月期)	第 79 期 (2021年 3月期)	第80期 (2022年 3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	23,681	22,995	24,180	21,136
経 常 利 益 (百万円)	692	279	1,356	1,233
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	560	608	1,023	1,816
1 株当たり当期純利益 (円)	33.15	36.00	60.60	107.50
総 資 産 (百万円)	72,107	66,949	74,152	70,867
純 資 産 (百万円)	43,962	41,274	46,274	44,713

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(6) 重要な親会社および子会社の状況****①親会社との関係**

該当事項はありません。

**②重要な子会社の状況**

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エースベーカリー	40,000千円	100.00%	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000千円	100.00%	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000千円	100.00%	ゴルフ場経営

**③重要な関連会社の状況**

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
名糖アダムス株式会社	180,000千円	50.00%	食品の製造

**④事業年度末日における特定完全子会社の状況**

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(7) 主要な事業内容**

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事 業	主 要 製 品 等
食 品 事 業	チョコレート、粉末飲料、バウムクーヘン、ゼリー、アイスクリーム、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化 成 品 事 業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、香料（食品添加物）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、混合飼料、デキストラン鉄（動物薬）
不 動 産 事 業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本 社 名古屋市西区笹塚町二丁目41番地  
支 店 東京支店（東京都千代田区）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪  
市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）  
営業所 化成品営業部（東京都立川市）  
工 場 瀬戸工場（愛知県瀬戸市）、名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知  
県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福  
岡工場（福岡県福津市）

### ② 子会社

株式会社エースペーカリー（愛知県小牧市）  
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）  
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
547名	16名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員222名）は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,475 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,058 百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	2,600 百万円
株 式 会 社 中 京 銀 行	500 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250 百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	241 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,265,000株 (自己株式371,255株を含む)  
 (3) 株主数 17,156名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
興 和 株 式 会 社	1,560 千株	9.24 %
名 糖 産 業 取 引 先 持 株 会	1,315 千株	7.78 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	935 千株	5.53 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	785 千株	4.65 %
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	753 千株	4.45 %
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	713 千株	4.22 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	600 千株	3.55 %
名 糖 運 輸 株 式 会 社	537 千株	3.17 %
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	453 千株	2.68 %
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	362 千株	2.14 %

(注) 当社は、自己株式371,255株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	三 矢 益 夫	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 アリンズゴルフ株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	山 崎 潔	管理本部長兼経理部長
取 締 役	内 木 裕 之	生産本部長兼業務部長
取締役 (常勤監査等委員)	小 岩 井 聡	
取締役 (監査等委員)	宮 博 則	弁護士
取締役 (監査等委員)	宮 本 正 司	公認会計士 アイカ工業株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮 博則氏および宮本正司氏は、社外取締役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集や重要な会議への出席、会計監査人および内部監査室との十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、小岩井聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度末日後の役員の担当の異動  
2022年4月1日付をもって、取締役の担当業務を次のとおり変更いたしました。  
山崎 潔 常務取締役 管理本部長・関係会社担当  
内木裕之 取 締 役 生産本部長兼業務部長兼食品開発部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

取締役三矢益夫氏、山崎潔氏、内木裕之氏、小岩井聡氏、宮博則氏および宮本正司氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての取締役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (5) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を促進し、優秀な人材を獲得・保持できることを重視し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、在任年数に応じて、世間相場や従業員の年収の水準をも考慮し、設定するものとする。

なお、取締役の報酬決定方針は取締役会の決議により決定しており、毎年の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である



取締役を除く。)の報酬限度額の範囲内において、基本方針に基づき算定した基本報酬を年額報酬とした個人別の具体的金額案について、取締役会の諮問に応じ、指名・報酬委員会が審議、答申し、その答申に基づき、取締役会で決定することとなります。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議のうえで、決定しております。

#### イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は基本報酬のみとし、基本報酬は固定報酬と賞与に配分し、当社の収益状況や各取締役の業績、役位、職責、在任年数に応じて、世間相場や従業員の年収の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

固定報酬と賞与の割合の決定に関する方針につきましては、世間相場や従業員の給与と賞与の割合をも考慮しながら、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会で決定するものとする。

監査等委員である取締役に対しては、固定報酬のみを支給するものとする。

なお、固定報酬は毎月支給し、賞与は6月と12月に支給するものとする。

#### ウ. 最近事業年度の報酬の決定プロセス

当事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2021年6月25日開催の実績取締役会で決定いたしました。当該実績取締役会では各取締役の基本報酬の金額は当社の収益状況や各取締役の業績などから相当であり、基本方針に沿うものであると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役の報酬は、2021年6月25日に監査等委員である取締役の協議で決定いたしました。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額は、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の実績取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役については、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において年額2,400万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

### ③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	54	54	—	—	3
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (7)	20 (7)	—	—	3 (2)

(注) 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役宮本正司氏の兼職先であるアイカ工業株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### ア. 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	宮 博 則	当事業年度開催の取締役会8回および監査等委員会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	宮 本 正 司	当事業年度開催の取締役会8回および監査等委員会10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮博則氏は主に弁護士として、宮本正司氏は主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っており、また監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。さらに宮博則氏は取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、宮本正司氏は同委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に寄与しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
- ②「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」(以下「コンプライアンスマニュアル」という。)を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
- ③「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
  - ・企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
  - ・コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコン

- プライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
- ・内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。なお、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けない体制を整備する。
  - ・万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
  - ・違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
- ④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
- ⑤このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

## (2) 損失の危険の管理に関する体制

- ①食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
- ②大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
- ③債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
- ④平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

### (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
- ②統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
- ③業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
- ④日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
- ②情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。

### (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
- ②グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
- ③当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
- ② 上記の要員が監査等委員会の要請による任務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

**(7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。  
なお、当社は、監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- ② 代表取締役は、必要に応じ随時、監査等委員会および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③ 監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、月次決算報告会等に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ④ 当社は、監査等委員がその職務について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス

当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

### (2) リスク管理

食品事故防止委員会を1回開催し、重大事故の発生の防止または重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機管理体制強化に取り組みました。

### (3) 取締役の職務執行

取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価しました。

### (4) 監査等委員の職務執行

監査等委員会を10回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査等委員相互による意見交換等を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席し、常勤監査等委員は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本方針とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,154</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,632</b>
現金及び預金	4,878	支払手形及び買掛金	2,366
受取手形	86	短期借入金	50
売掛金	4,604	1年内返済予定の長期借入金	765
有価証券	5,649	未払金	517
商品及び製品	1,256	未払費用	2,157
仕掛品	443	未払法人税等	1,568
原材料及び貯蔵品	1,190	その他	207
その他	55	<b>固定負債</b>	<b>18,521</b>
貸倒引当金	△9	長期借入金	10,610
<b>固定資産</b>	<b>52,713</b>	繰延税金負債	4,506
<b>有形固定資産</b>	<b>17,132</b>	役員退職慰労引当金	17
建物及び構築物	7,965	固定資産撤去費用引当金	61
機械装置及び運搬具	5,115	退職給付に係る負債	2,897
工具、器具及び備品	145	その他	427
土地	3,856	<b>負債合計</b>	<b>26,153</b>
建設仮勘定	49	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>85</b>	<b>株主資本</b>	<b>29,370</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,495</b>	資本金	1,313
投資有価証券	35,337	資本剰余金	76
長期貸付金	4	利益剰余金	28,689
繰延税金資産	4	自己株式	△708
その他	177	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,343</b>
貸倒引当金	△28	その他有価証券評価差額金	15,349
		退職給付に係る調整累計額	△6
		<b>純資産合計</b>	<b>44,713</b>
<b>資産合計</b>	<b>70,867</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>70,867</b>



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		21,136
売上原価		16,088
売上総利益		5,048
販売費及び一般管理費		4,698
営業利益		350
営業外収益		
受取利息及び配当金	749	
持分法による投資利益	51	
企業立地奨励金	121	
その他	49	972
営業外費用		
支払利息	40	
固定資産除売却損	44	
その他	4	88
経常利益		1,233
特別利益		
固定資産売却益	5,641	
投資有価証券売却益	33	5,675
特別損失		
減損損失	4,235	
固定資産撤去費用引当金繰入額	61	
製品回収廃棄損	1	4,299
税金等調整前当期純利益		2,609
法人税、住民税及び事業税	1,693	
法人税等調整額	△900	793
当期純利益		1,816
親会社株主に帰属する当期純利益		1,816

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,313	76	27,491	△707	28,173
会計方針の変更による累積的影響額			△10		△10
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,313	76	27,481	△707	28,163
当期変動額					
剰余金の配当			△608		△608
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,816		1,816
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,207	△0	1,207
当期末残高	1,313	76	28,689	△708	29,370

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	18,060	41	18,101	46,274
会計方針の変更による累積的影響額				△10
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,060	41	18,101	46,264
当期変動額				
剰余金の配当				△608
親会社株主に 帰属する当期純利益				1,816
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,710	△47	△2,758	△2,758
当期変動額合計	△2,710	△47	△2,758	△1,551
当期末残高	15,349	△6	15,343	44,713

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,217</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,508</b>
現金及び預金	4,830	支払手形	274
受取手形	81	買掛金	1,379
売掛金	3,787	1年内返済予定の長期借入金	742
有価証券	5,649	未払金	449
商品及び製品	1,221	未払費用	1,930
仕掛品	439	未払法人税等	1,566
原材料及び貯蔵品	1,074	その他	165
その他	143	<b>固定負債</b>	<b>18,050</b>
貸倒引当金	△10	長期借入金	10,391
<b>固定資産</b>	<b>50,478</b>	繰延税金負債	4,492
<b>有形固定資産</b>	<b>15,678</b>	退職給付引当金	2,737
建物	7,126	固定資産撤去費用引当金	61
構築物	640	その他	366
機械及び装置	3,989	<b>負債合計</b>	<b>24,558</b>
車両運搬具	11	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	114	<b>株主資本</b>	<b>27,889</b>
土地	3,778	資本金	1,313
建設仮勘定	17	資本剰余金	76
<b>無形固定資産</b>	<b>61</b>	資本準備金	76
<b>投資その他の資産</b>	<b>34,737</b>	利益剰余金	27,209
投資有価証券	34,243	利益準備金	328
関係会社株式	166	その他利益剰余金	26,880
長期貸付金	215	配当準備積立金	720
その他	138	固定資産圧縮積立金	840
貸倒引当金	△25	固定資産圧縮特別勘定積立金	867
		別途積立金	22,200
		繰越利益剰余金	2,253
		自己株式	△708
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>15,247</b>
		その他有価証券評価差額金	15,247
		<b>純資産合計</b>	<b>43,137</b>
<b>資産合計</b>	<b>67,695</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>67,695</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		16,003
売上原価		12,050
売上総利益		3,953
販売費及び一般管理費		3,686
営業利益		267
営業外収益		
受取利息及び配当金	758	
企業立地奨励金	121	
その他	44	924
営業外費用		
支払利息	37	
固定資産除売却損	40	
その他	3	81
経常利益		1,110
特別利益		
固定資産売却益	5,641	
投資有価証券売却益	33	5,675
特別損失		
減損損失	4,235	
固定資産撤去費用引当金繰入額	61	
製品回収廃棄損	1	4,299
税引前当期純利益		2,485
法人税、住民税及び事業税	1,676	
法人税等調整額	△933	743
当期純利益		1,742

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金							利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				繰越利益 剰余金		
			配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立金	別途積立金				
当期首残高	1,313	76	328	720	840	—	22,200	1,995	26,084	
会計方針の変更による累積的影響額								△10	△10	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,313	76	328	720	840	—	22,200	1,985	26,074	
当期変動額										
剰余金の配当								△608	△608	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						867		△867	—	
当期純利益								1,742	1,742	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	867	—	267	1,134	
当期末残高	1,313	76	328	720	840	867	22,200	2,253	27,209	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△707	26,766	17,942	17,942	44,709
会計方針の変更による累積的影響額		△10			△10
会計方針の変更を反映した当期首残高	△707	26,756	17,942	17,942	44,699
当期変動額					
剰余金の配当		△608			△608
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—			—
当期純利益		1,742			1,742
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,695	△2,695	△2,695
当期変動額合計	△0	1,133	△2,695	△2,695	△1,561
当期末残高	△708	27,889	15,247	15,247	43,137

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

名糖産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	小 岩 井 聡	㊞
監 査 等 委 員	宮 博 則	㊞
監 査 等 委 員	宮 本 正 司	㊞

(注) 監査等委員宮博則及び宮本正司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール 4階406・407会議室  
交通機関 あおなみ線ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約3分

■駐車場のご用意はございませんので、  
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

